

● 寄稿3

APECにおける 知財分野の活動について

総務部国際課 課長補佐 大熊 靖夫

抄録

近年、経済のグローバル化やオープンイノベーションの進展に伴い、知的財産のグローバルな保護や活用の重要性がこれまでに高まっています。昨年11月に開催された第21回APEC閣僚会議の共同声明には、知的財産権制度を支えるグローバルなインフラ整備の必要性についての言及がなされ、本年3月に開催されたAPEC第30回知的財産権専門家会合において、我が国はそのようなインフラ整備を進めるAPEC知財人材育成機関間協働イニシアチブを提案し、出席者から全会一致による承認を得ました。本年は、我が国が15年ぶり二回目のAPEC議長国となり、1994年に策定されたボゴール目標において先進APECエコノミーが貿易の自由化を実現するとして節目の年です。本稿では、APECにおける知的財産権分野のこれまでの活動を振り返り、今後の計画などを簡単にご紹介します。

はじめに

近年、経済のグローバル化やオープンイノベーションの進展に伴い、知的財産のグローバルな保護や活用の重要性がこれまでに高まっています。この動きはアジア太平洋経済協力 (Asia-Pacific Economic Cooperation / APEC) においても同様であり、知的財産権制度整備の重要性が今日改めて認識されています。一例として、昨年11月に開催された第21回APEC閣僚会議の共同声明には、知的財産権制度を支えるグローバルなインフラ整備の必要性についての言及がなされ、同月に開催されたAPEC首脳会議の宣言文においても、包括的で均衡の取れた知的財産権制度の重要性についての再表明がなされました。

このような中、知的財産権制度の整備が遅れているエコノミー (APECでは、国や地域 (台湾、香港など) を一般に「エコノミー」と総称し、特にAPECに加盟する国や地域を「APECエコノミー」、「(APEC)メンバー (エコノミー)」などと呼びます。以降、本稿もこれに倣います。) においては、同制度を根本から支える人材の育成が急務となっています。また、APEC域内の特許出願件数が増加のする中、出願人がより効率的に高品質の特許権を取得できるよう、特許取得手続きにおいてAPECエコノミーの協働をさら

に深化させることも求められるようになりました。

本年3月、5、6日の二日間にわたり、APEC第30回知的財産権専門家会合が広島市で開催されました。同会合において、我が国は特許庁 (本稿における「特許庁」は、特に注記が無い限り、我が国の特許庁を指します。) が主体となり、APEC域内における知財分野の人材育成機関の協働を推進する構想、「APEC知財人材育成機関間協働イニシアチブ」を提案し、出席者による全会一致の承認を得ました。また、APECエコノミーの知財庁における特許出願の処理促進などを目的とした構想、「特許取得手続におけるAPEC協力イニシアチブ」に基づいた、他エコノミーの知財庁における審査結果を利用する際の申請様式を一括提供する共通ウェブサイトの設置提案についても承認を得ることができました。

特許庁は今後、人材育成機関間の情報共有や、審査結果利用時の申請様式の提供を行うウェブサイトの構築などを進め、APEC域内におけるグローバルな知的財産権制度のインフラ整備を進めてまいります。

本稿では、APECにおける知的財産権分野をめぐるこれまでの活動経緯や、今後に向けた計画などを簡単にご紹介します。

APECにおける知財分野の活動の始まり

APECは、アジア太平洋地域の21のエコノミーをメンバーとして、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目指し、貿易・投資の自由化や円滑化、経済・技術協力を進めるフォーラムです。我が国はAPECの設立に積極的に関わり、設立当初(1989年)からのメンバーになっています。

加盟年	APECエコノミー
1989	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、米国
1991	中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ(台湾)
1993	メキシコ、パプア・ニューギニア
1994	チリ
1998	ペルー、ロシア、ベトナム

APECの特徴には、法的にメンバーを拘束しない緩やかな協力の枠組みであることや、各メンバーの自発的な行動により、貿易・投資の自由化や円滑化、経済・技術協力を進めるといった自主性が挙げられます。また、APECは開かれた地域協力を標榜し、APECの諸活動を通じて得られた成果は、APEC域外へも均てんすることを基本方針にしています。

APECの知的財産権分野における本格的な活動は、ボゴール宣言が嚆矢となり始まったと言えます。1994年、ボゴール(インドネシア)で開かれたAPEC首脳会議において発表された「APEC経済首脳の共通の意志の宣言」(ボゴール宣言)には、先進APECエコノミーは2010年、開発途上APECエコノミーは2020年までに、それぞれ自由で開かれた貿易と投資を実現する旨の目標が掲げられました。その翌年(1995年)には、大阪で開かれたAPEC首脳会議において、ボゴール宣言の具体化や行動の方向を示す「大阪行動指針」が承認され、その中で、知的財産権は15ある個別分野の一つに取り上げられました。その結果、同指針において、APECの知的財産権分野における行動の目的や指針、共同行動の内容が規定されました。その目的には、TRIPS協定の原則に準拠しつつ、知的財産権について、立法、行政及び権利行使を含む適切かつ効果的な保護を確保することなどが次の通り挙げられています。

「大阪行動指針」(1995年) 知的財産権関連部分(抜粋)

PART ONE: LIBERALIZATION AND FACILITATION SECTION C: ACTIONS IN SPECIFIC AREAS 7. INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

OBJECTIVE

APEC economies will ensure adequate and effective protection, including legislation, administration and enforcement, of intellectual property rights in the Asia-Pacific region based on the principles of MFN treatment, national treatment and transparency as set out in the TRIPS Agreement and other related agreements.

GUIDELINES

Each APEC economy will:

- a. ensure that intellectual property rights are granted expeditiously;
- b. ensure that adequate and effective civil and administrative procedures and remedies are available against infringement of intellectual property rights; and
- c. provide and expand bilateral technical cooperation in relation to areas such as patent search and examination, computerization and human resources development for the implementation of the TRIPS Agreement and acceleration thereof.

COLLECTIVE ACTIONS

APEC economies will:

- a. deepen the dialogue on intellectual property policy among APEC economies;
- b. survey the current status of intellectual property rights protection in each APEC economy including the related statutes and corresponding jurisprudence, administrative guidelines and activities of related organizations;
- c. develop a contact point list of public and business/private sector experts on intellectual property rights and a list of law enforcement officers, the latter list for the purpose of establishing a network to prevent

- cross-border flow of counterfeits;
- d. exchange information on well-known trademarks as a first step in examining the possibility of establishing an APEC-wide trademark system;
- e. exchange information on current intellectual property rights administrative systems with a view to simplifying and standardizing administrative systems throughout the region;
- f. study measures, including development of principles, for the effective enforcement of intellectual property rights; and
- g. implement fully the TRIPS Agreement no later than January 1, 2000 and examine ways to facilitate technical cooperation to this end.

(仮訳)

第1部 自由化及び円滑化

C節：個別分野の行動

7. 知的財産権

目的

APECエコノミーは、TRIPS協定及び他の関連する協定に定められている最恵国待遇、内国民待遇及び透明性の原則に基づき、アジア太平洋地域における知的所有権に係る、立法、行政及び行使を含む適切かつ効果的な保護を確保する。

ガイドライン

各APECエコノミーは、

- a. 知的所有権の迅速な付与を確保する。
- b. 知的所有権の侵害に対し、適切かつ効果的な民事上及び行政上の手続及び救済措置が利用可能であることを確保する。
- c. TRIPS協定の実施及びその前倒しのための特許調査及び審査、コンピュータ化並びに人材養成等の分野との関連において二国間技術協力を供与し拡大する。

共同行動

APECエコノミーは、

- a. 知的所有権に関する政策についてのAPECエコノミー間の対話を深化させる。
- b. 各APECエコノミーにおける関連する法令及び対応

する法制、行政上のガイドライン及び関連機関の活動を含む知的所有権保護の現状を調査する。

- c. 公共部門及びビジネス／民間部門における知的所有権の専門家のコンタクト・ポイントのリスト、及び法執行官のリストを作成する。後者のリストは模造品の越境流通を防止するためのネットワークの構築を目的とする。
- d. APEC全体に及ぶ商標制度を創設する可能性の検討の第一歩として、周知商標に関する情報交換を行う。
- e. 地域全体における知的所有権に係る行政制度の現状に関し、その簡素化及び標準化の観点から情報交換を行う。
- f. 知的所有権に係る効果的な行使のため、原則の策定を含む措置を研究する。
- g. 遅くとも2000年1月1日までにTRIPS協定を完全に実施し、そのための技術協力を促進する方法を検討する。

(参考：外務省HP)

「大阪行動指針」が承認された翌年(1996年)、マニラ(フィリピン)で開催されたAPEC首脳会議では、APECエコノミーが同指針に基づいて実施すべき具体的な行動内容を示した「マニラ行動計画」が承認されました。同計画は、ボゴール目標や大阪行動指針を踏まえ、個別分野毎に実施される共同行動計画や、各APECエコノミーが実施する個別行動計画などから構成されました。このうち、知的財産権分野の共同行動計画には、APECエコノミー間の対話の深化、知的財産権保護に関する調査の実施、知的財産権関連機関の連絡先リストの作成、周知商標に関する情報交換、行政手続きの簡素化・標準化、効果的な権利の執行のための検討、TRIPS協定実施と技術協力の推進などが盛り込まれました。

このように、知的財産権制度は、1994年のボゴール宣言を契機として、APECにおける活動の大きな柱の一つに成長したと言えます。

1990年代、APECにおける知的財産権分野の活動は、大阪行動指針やマニラ行動計画を踏まえつつ、APECエコノミーの2000年までのTRIPS協定完全履行を主眼に進められてきました。我が国は、同協定の完全履行支援などを目的に、個別行動計画において、2000年までに

開発途上エコノミーから、知的財産権分野において1000名の研修生を受け入れることを盛り込み、これを実行しました。

我が国をはじめとした先進APECエコノミーによる精力的な開発途上APECエコノミーへの支援もあり、2000年にはほぼ全てのAPECエコノミーがTRIPS協定の履行を終えました。これを受けて、2000年3月に開催された第10回IPEG会合では、APEC域内のTRIPS協定完全履行の達成などを盛り込んだ共同声明案を合意しました。そして、同声明案は、同年6月のAPEC貿易担当大臣会合において、一部修正された後、「TRIPS協定履行に関する共同声明」として採択されました。

APECエコノミーのTRIPS協定履行を受けて、翌年(2001年)から、IPEGは知的財産権分野における新たな共同行動計画に基づく活動を開始しました。新たな計画には、知的財産権制度に関する政策対話の深化、簡易・迅速な権利取得、知的財産権関連手続の電子化、新分野における適切な知的財産権保護、知的財産権制度運営の改善のための協力、効果的な知的財産権エンフォースメント制度の確立、知的財産権資産管理の促進、知的財産権に関する公衆意識の高揚、及び適切な知的財産権保護を通じた技術移転の促進などが盛り込まれました。

APECでは、2001年以降も今日に至るまで、知的財産権分野における種々の活動を行っています。その中で、我が国は開発途上エコノミーに対する種々の支援も継続して行っており、例えば、それらエコノミーからの研修生の受入れ人数は現在延べ3000名を超えています。

知的財産権専門家会合(IPEG)

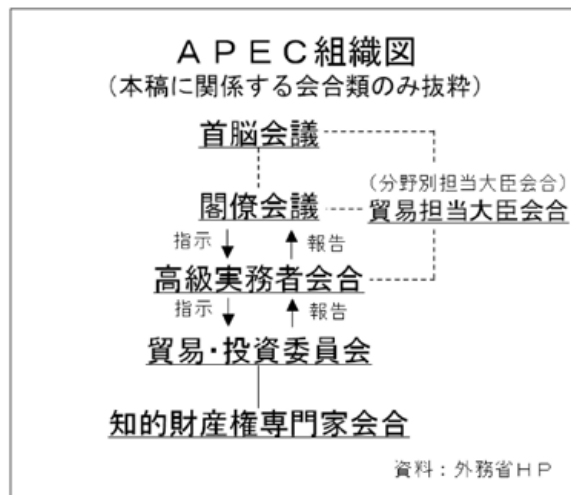
APECには知的財産権に関する様々な事項を扱う知的財産権専門家グループ(IPEG)が置かれています。本節では、このIPEGについて簡単にご紹介します。

IPEGの前身であるIPRゲット・トゥゲザー(IPR Get-together)は、我が国の呼びかけにより1996年に発足しました。知的財産権分野は専門的な分野であるにも関わらず、それまではAPECにおいて同分野を扱う専門のフォーラムが存在しませんでした。そのため、IPRゲット・トゥゲザーは、APECにおける初めての知的所有権分野における実務者会合として開催されました。

IPRゲット・トゥゲザーは非公式な会合として始まっ

たものの、当初同会合に懐疑的であった開発途上エコノミーもやがて支持するようになり、同会合は1997年のAPEC貿易・投資委員会(CTI)において、知的財産権専門家グループ(Intellectual Property Rights Experts Group / IPEG)へ改組しCTI下の公式なグループとなること、また、同グループがAPECにおける知的財産権関連の活動を所管することが承認されました。

IPEGは、年二回開催されるIPEG会合を基本として、種々の活動を行っています。そして、ポゴール目標を受けた大阪行動指針、マニラ行動計画に盛り込まれた共同行動計画、個別行動計画などを積極的に推進し、各APECエコノミーの諸活動をサポートしてきました。IPEG会合には、知財庁を中心に知的財産権分野の専門家が毎回集まり、知的財産権に関する様々な事柄について、専門的、具体的な議論を行っています。



特許庁は、IPRゲット・トゥゲザーの発足以来、3期6年間にわたり議長(コンビーナー)を輩出し、APECにおける知的財産権分野の活動をリードしてきました(ちなみに、本会合の設立当時、APECにおいて我が国が議長を務める実務者会合は本会合のみでした)。その後、議長エコノミーは、台湾、韓国、シンガポール、香港へと引き継がれ、昨年11月からはメキシコが議長エコノミーとなり、アミーゴ・メキシコ産業財産庁長官が議長を務めています。このように、一国の知財庁長官が議長を務めていることから、今日におけるIPEGの重要性が伺えます。

ここで、これまでに開催されたIPRゲット・トゥゲザー、

IPEG 会合の実績について、その一部を簡単にご紹介します。

1996年4月、第1回IPR ゲット・トゥゲザーがシンガポールで開催されました。同会合では、マニラ行動計画に盛り込まれた共同行動の実施に向けた作業文書であるイニシャルソート、各APECエコノミーによる実施計画の報告書となるマトリックスレポートについて議論しました。翌月(5月)には第2回IPR ゲット・トゥゲザーがセブ(フィリピン)で開催され、共同行動の実施に向けたスケジュールについて合意されました。そして、同年8月には第3回IPR ゲット・トゥゲザーが東京で開催され、大阪行動指針の具体化に向けた共同行動プログラムなどについて合意しました。

1997年2月には第4回IPR ゲット・トゥゲザーがプーケット(タイ)で開催されました。同会合では、共同行動中の各項目について検討が加えられ、周知商標制度やエンフォースメント制度に関する調査の実施などを合意しました。同年7月には第5回IPR ゲット・トゥゲザーが台北(台湾)で開催され、APECエコノミーにおける知財関連法令の調査結果のウェブサイト掲載などが合意されました。また、同会合において、IPRゲット・トゥゲザーのIPEGへの改組、CTI下のサブグループ化について合意しました。

1998年3月には第6回IPEG会合がキャンベラ(豪州)で開催されました(本会合から「IPEG会合」になったものの、回次はIPRゲット・トゥゲザーからの通算とすることが決まりました)。会合では、知的財産権行政システムに関する情報交換結果のAPECウェブサイトへの掲載などについて合意しました。第7回IPEG会合は同年8月にシンガポールで開催され、商標電子出願システムや電子商取引についての知的財産権問題に関する情報交換などについて合意しました。

1999年2月には第8回IPEG会合が福岡で開催され、周知商標の取り消し手段に関する調査、TRIPS協定履行状況調査の実施などについて合意しました。同年7月にグアダハラ(メキシコ)で開催された第9回IPEG会合においては、2000年にTRIPS協定の履行完了宣言を行うことや、権利執行に関する調査結果のウェブサイト掲載などを合意しました。

2000年3月には第10回IPEG会合が札幌で開催され、「TRIPS協定履行共同宣言案」について合意、同年6月に予定される貿易担当大臣会合での採択を目指すことに

なりました。また、国際商標協会による提案を契機として、周知商標保護に関する勧告となる「周知商標保護に関するIPEG協働勧告」を採択しました。同年7月に濟州島(韓国)で開催された第11回IPEG会合では、APECエコノミーがTRIPS協定の履行をほぼ終えたことから、これまでの共同行動計画を見直し、新たな共同行動計画の内容について大枠合意をしました。

2001年3月にはシドニー(豪州)で第12回IPEG会合が開催されました。本会合から新共同行動計画に基づく活動が始まり、政策対話の深化や権利取得の簡易、迅速化、諸手続の電子化、新分野における知財保護などに関する議論や調査の実施などについて合意しました。同年7月に台中(台湾)で開催された第13回IPEG会合では、審査協力におけるインターネット利用の在り方や、展示会での模倣品展示防止のためのAPECガイドラインの作成に向けた検討の開始などを合意しました。

2002年3月に香港で行われた第14回IPEG会合では、先端技術や地理的表示、遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの保護に関する意見交換を行い、また、侵害情報の共有などを目指すIPRサービスセンターの設置に関する議論を行いました。同年7月にロサンゼルス(米国)で開催された第15回IPEG会合では、権利執行に関するパンフレットやマニュアルの作成、啓発活動などの実施について基本合意をしました。

2003年3月にクライストチャーチ(ニュージーランド)で開催された第16回IPEG会合では、IPRサービスセンターの設置提案について、各APECエコノミーにおけるセンター設置の義務化が争点となり、両論併記でCTIへ提出することとなりました。同年7月にバンクーバー(カナダ)で開催された第17回IPEG会合では、APECにおける知的財産保護政策の実施確保を進める知的財産権包括戦略(IPR包括戦略)の策定について議論しました。

2004年4月に北京で開催された第18回IPEG会合では、IPR包括戦略のフォローアップを行うため、フォローアップ・レポートの作成などについて議論しました。同年9月にプーケット(タイ)で開催された第19回IPEG会合では、IPRサービスセンターの設置マニュアルなどについて議論しました。

2005年2月にソウル(韓国)で開催された第20回IPEG会合では、IPR包括戦略のフォローアップについて報告がなされ、また、模倣品対策の公衆啓発キャンペーンの紹介などが行われました。同年8月にマニラ(フィ

リピン)で開催された第21回IPEG会合では、模倣品、海賊版対策の具体的な取組を記したパッケージとなる「APEC模倣品・海賊版対策イニシアチブ」(模対イニシアチブ)の概要説明などが行われました。

2006年2月にハノイ(ベトナム)で開催された第22回IPEG会合では、模対イニシアチブに関連する各種モデルガイドラインについての議論を行いました。また、同会合では特許審査ハイウェイ構想の紹介なども行われました。同年8月にグアダハラ(メキシコ)で開催された第23回IPEG会合では、模対イニシアチブに伴う新たなモデルガイドラインの策定などについて議論しました。

2007年1月にキャンベラ(豪州)で開催された第24回IPEG会合では、APEC域内における特許取得手続きの簡素化や特許審査協力の向上などを図る「特許取得手続きにおけるAPEC協力イニシアチブ」(協力イニシアチブ)などについて議論しました。同年6月に開催された第25回IPEG会合では、協力イニシアチブについて、9月のAPEC閣僚会議における承認を目指すことが決まりました。

2008年2月にリマ(ペルー)で開催された第26回IPEG会合では、前年9月の閣僚会議における協力イニシアチブの承認を受けて、各APECエコノミーが既に実施している特許審査協力に関する取組(特許審査ハイウェイ、修正実体審査など)の実態調査の実施などを合意しました。同年8月にリマで開催された第27回IPEG会合では、知的財産権制度に関する能力構築を行う際の要件などに関する調査の実施などを合意しました。

2009年2月にシンガポールで開催された第28回IPEG会合では、証明商標・団体商標制度に関する調査実施などを合意しました。同年7月に開催された第29回IPEG会合では、協力イニシアチブを受けて実施された特許審査協力に関する取組の調査結果が発表されました。また、同会合では、APEC地域における知財人材育成機関の協働を促す構想、知財人材育成機関協働構想(iPACイニシアチブ)の予備的な提案が行われました。

本年3月に開催された第30回IPEG会合では、iPACイニシアチブを合意採択しました。また、協力イニシアチブに基づき、他のAPECエコノミーにおける知財庁の審査結果活用を図るために、申請様式を一元的に掲載するウェブサイトの構築についても合意しました。

ここでご紹介したIPRゲット・トゥゲザー及びIPEGの活動実績は、各会合において行われた議論や発表、合意事項などのごく一部に過ぎません。また、IPEGでは、IPEG会合のほかにも、関連会合の開催をはじめ様々な活動を行ってきました。より詳しいIPEGなどの活動実績については、特許庁ウェブサイト「APEC知的財産権分野の活動」(HOME>国際動向>多国間協力・条約(WIPO/WTO・TRIPS/APEC他)>APEC知的財産権分野の活動)をご覧ください。

ところで、APECの知的財産権分野における活動としては、知的財産権制度に関するシンポジウムやセミナー、ワークショップなども数多く開催されてきました。そして、我が国においても、1990年代を中心にAPEC知的財産権シンポジウムが開催されました。

我が国で開催されたAPECにおける知的財産権制度関連のシンポジウム

開催年	開催地	テーマ
1996	東京	知的財産権：21世紀の展望
1997	大阪	APEC地域での知的財産権制度の発展
1999	福岡	APEC地域の発展に向けた知的財産権制度の強化
2000	札幌	APEC域内における経済発展への知的財産権の貢献

中でも、2000年に札幌で開催されたシンポジウムは、常陸宮殿下、同妃殿下をお迎えした開会式で幕を開け、二日間で延べ600名の一般参加者を得ました。同シンポジウムでは、APEC地域の17のエコノミーから官民の知的財産権分野の専門家が集まり、同地域の経済発展に向けた知的財産権制度の貢献について活発な議論が交わされ、特に知的財産を資産として活用する方策について、大企業や中小・ベンチャー企業、大学、政府機関などの様々な立場から多面的な検討が行われました。

2000年以降、APEC知的財産権シンポジウムは、我が国では開催されていませんが、後述するように、本年9月、仙台で開催される第31回IPEG会合に併せて、10年ぶりに我が国で同シンポジウムが開催されます。

APECにおける最近の知財分野の動き

これまでにご紹介したように、APECでは様々な場面

で知的財産権制度の重要性が謳われ、同制度の整備に向けた種々の活動が行われてきました。そして、知的財産権制度の重要性や注目度の高まりと共に、同制度に関連する分野やその裾野が広がり、関係者も増え、また多彩になってきました。このような分野の広がりや関係者の増加により、APECにおける知的財産権分野の活動も重層化、多様化する一方で、APECにおける知的財産権分野の諸活動が向かうべき方向を示すシンプルなコンセプトも必要になりました。

このような状況を受けて、我が国は、昨年7月に開催されたAPEC貿易担当大臣会合において、多様化するAPECにおける知的財産権分野の取組を包括し、今後APECが同分野において目指すべき方向を示す概念として、イノベーションを促進するためのグローバル知財制度インフラ (Global IP Infrastructure) の構築を提唱しました。このコンセプトは、同会合において高く評価され、議長声明に次のとおり盛り込まれました。

"We recognise the desirability of taking comprehensive and strategic approaches to building a global IP infrastructure for the promotion of innovation, including human resource development, cooperation in patent examination, and development of IT-based network among IP agencies."

(仮訳)「我々は、人材開発、特許審査協力、さらに知財庁等間の情報技術ネットワークの発展といった、イノベーション促進のためのグローバルな知財インフラを構築するため、包括的かつ戦略的なアプローチをとることが望ましいことを認識する。」

そして、同年11月に開催されたAPEC閣僚会議の共同声明においても、このような知的財産権分野におけるグローバルなインフラの構築については、上述の貿易担当大臣会合における議長声明とほぼ同様の文言が盛り込まれました。

このように、昨年開催されたAPEC貿易担当大臣会合、閣僚会議を通じて、知的財産権制度のグローバルなインフラ整備の重要性が明示的に認識されるようになりました。これを受けて、今後、IPEGをはじめとしたAPECにおける知的財産権分野の活動は、グローバルな知財インフラの整備に軸足を置くことが期待されます。

次節では、このような知財インフラ整備の一環として

我が国が提案した、iPACイニシアチブ及び協力イニシアチブについて、その概略をご紹介します。

知財人材育成機関間協働構想 (iPACイニシアチブ)

近年、APECエコノミーは、知的財産権分野における人材育成機関 (知財人材育成機関) を多く有するに至っています。

このような知財人材育成機関としては、各機関の組織的な特性に関わりなく (知財庁の一部門、知財庁から独立した政府機関、公的な教育機関、大学に属する教育研究機関など)、また、知的財産権の特定分野 (特許、商標、著作権など) への専門性にも関わりなく、広く知的財産権に関わる人材の育成を行う機関が想定されます。

そして、具体的には次のような機関が挙げられます。オーストラリア知的財産研究所、中国知識産権トレーニングセンター、韓国国際知識財産研修院、マレーシア知的財産研修センター、フィリピン知的財産研究研究所、ロシア知的財産機関、シンガポール知的財産アカデミー、タイ知的財産センター、ベトナム知的財産トレーニングセンター、及び米国特許商標庁グローバル知的財産アカデミーなどです。

また、我が国では、知的財産人材育成推進協議会に参加する (独) 工業所有権情報・研修館、(社) 知的財産教育協会、(社) 日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、及び(社) 発明協会などが、知財人材育成の機能を有する機関として想定されます。

知的財産権分野におけるインフラ整備の重要性や、このようにAPEC域内に数多くの知財人材育成機関が生まれた現状を鑑みて、今時こそAPECエコノミーが知財人材育成機関の連携を強化する適切な時期と考えられます。

そこで、昨年7月に開催された第29回IPEG会合において、我が国は、特許庁が中心となり知財人材育成機関の協働を促す知財人材育成機関間協働構想 (iPACイニシアチブ、[Intellectual Property Academy Collaborative Initiative]) を発表、予備的な提案を行いました。

iPACイニシアチブは、APEC域内において知的財産権分野の人材育成を担う機関間における情報共有などを進め、知的財産権分野における研修や教育、研究に関する機関間の自発的かつ相互利益的な協力を促進し、同域

内における知的財産権制度を支える人材の整備を加速させる構想です。

そして、iPACイニシアチブに基づく活動の第一段階として、APECエコノミーは、共通ウェブサイトを通じて各人材育成機関の有する研修プログラムの交換などを行い、知識および経験の共有を促進します。ここで、節点として機能する知財人材育成機関には、情報伝播のための有効な人脈および組織的ネットワークの形成について触媒作用をもたらすことも期待されます。

iPACイニシアチブは、第29回IPEG会合において出席者から大きな支持を得ました。その後、我が国は同会合で得られたコメントを踏まえて提案内容をさらに精査し、本年3月に開催された第30回IPEG会合において正式提案を行いました。同会合においても、iPACイニシアチブは多くの出席者から再び積極的な支持を得、全会一致の合意を得ました。



第30回IPEG会合においてグローバル知財制度インフラのコンセプトを紹介する南特許技監（前列右側）



同会合においてiPACイニシアチブを提案する大町国際課地域政策室長（前列左側）

iPACイニシアチブは、次に挙げる具体的な行動を想定しています。

(1) 情報交換プラットフォームとしてのウェブサイトの開始

我が国は知的財産人材育成機関間の円滑な情報交換を目的としたAPEC関連ウェブサイトを開発、APECエコノミーは同ウェブサイトへ必要な情報の任意提供を行います。同ウェブサイトは、試行運用などを経て2011年3月の本格運用開始を目指します。

(2) 研修・教育・研究プログラムに関する情報交換

APECエコノミーは、知的財産人材育成機関の研修や教育、研究プログラムに関する情報を任意に上記ウェブサイトに掲載します。同ウェブサイトは検索機能を有し、各種プログラムなどの検索を可能にします。

(3) 講師に関する情報交換

APECエコノミーは講師に関する情報を任意にウェブサイトへ掲載し、同情報の検索を可能にします。その際、個人的なデータの保護には十分留意し、アクセス制限などの機能を設けます。

(4) 新設された知的財産人材育成機関の支援

APECエコノミーは、管理・運営ノウハウや研修関連資料を含む有益な情報の共有を通じて、必要に応じた新設知財人材育成機関の立ち上げ支援を行います。

(5) アカデミー間の研修生の交流、単位相互認定

知的財産人材育成機関での研修生や学生の交流、知的財産人材育成機関での研修単位の互換認定などを将来的な課題として取り上げています。

これらの行動計画のうち、活動の要となるのがウェブサイトを通じた情報共有です。ウェブサイトでは、研修や教育プログラム、講師情報などの掲載のほか、知的財産人材育成機関の各ウェブサイトへのリンクなど、知財人材育成機関の協働に必要とされる様々な情報をワンストップで提供することを想定しています。

ウェブサイトの有用性を高めるには、何よりも十分な情報の掲載、そして適時の情報更新が不可欠となります。そのためには、情報を提供する側でもあるAPECエコノミー、特に人材育成機関の積極的な協力が必要であり、

Guided Search / **Full-Text Search**

Economy(ies): Australia, Brunei, Canada, Chile, China, Japan

Title: The Training Programs..., WIPO Fund in Trust..., Group Training Course...

Category(ies): Patent, Design, Trademark, Utility model

Date: Start: 02/15/2009, End: 04/16/2009

Lecture(s): Lecture A, Lecture B, Lecture C

Language: English

Keyword(s): APEC

Buttons: Add Economy(ies), Remove Economy(ies), Program Search, Lectures Search, Reset

Result of Program Search

Date	Title	Category	Venue	Language	Program	Outline/Comments
2009/2/16 2009/2/17	IP Program	Patent	Japan	English	See below	Program about patent for APEC public members
2009/4/15 2009/4/16	IP Symposium	Trademark	Japan	Japanese	See below	Symposium about trademark for private sector
2009/2/19 2009/2/20	IP Seminar	Patent, Design	Japan	English	See below	Seminar about intellectual property for examiners

Program

Date	Time	Subject	Lecturer
2009/2/19	8:45-9:00	Opening speech	JPO leaders
	9:00-10:00	Presentation A	Japan Patent Office
	10:00-11:00	Presentation B	Lecturer B
	11:00-12:30	Lunch Break	
	12:30-13:30	Presentation C	Launch
	13:30-15:00	Closing Speech	Lecturer C

IPACイニシアチブ・ウェブサイト：研修プログラム等検索機能のイメージ図

協力を引き出す仕組み作りも重要になります。

上述したウェブサイトの構築や様々な情報の交換、新設機関の設立支援などを通じて、本イニシアチブに基づく人材育成機関の協働が、活発に行われることが期待されます。

特許取得手続きにおけるAPEC協力イニシアチブ

APEC域内の特許出願件数は継続的に増加しています。やや古いデータになりますが、2004年時点において、特許出願件数は世界全体で約160万件、そのうちの約8割に当たる約125万件がAPEC域内に出願されていま

す。そして、APEC域内の主要な知財庁は膨大な特許出願の処理に追われているのが現状です。

他方において、これらの特許出願の中には、所謂パテントファミリーが多数存在し、APEC域内に出願された125万件のうち、約四分の一にあたる30万件は「重複的な出願と考えられています。そのため、出願を受理したAPECエコノミーの知財庁は、限られた人的資源の中で、「同じ」発明の審査を行っていることとなります。

このような状況を踏まえ、我が国は、特許庁が中心となり、2007年1月に開催された第24回IPEG会合において、APEC域内における出願手続きの簡素化、特許審査の域内協力、特許審査能力の向上を図るための取組を

まとめた「特許取得手続きにおけるAPEC協力イニシアチブ」(協力イニシアチブ)を提案、メンバーに支持を求めました。これに対して、韓国及び米国が共同提案国となることを表明し、ベトナム、カナダ、シンガポール、タイ、台湾及びチリからも、明示的な支持が表明されました。他方、その内容に懸念を示すメンバーも一部に存在し、本イニシアチブのテキスト案については引き続き検討することになりました。

そして、同年6月に開かれた第25回IPEG会合において、前回会合から記載内容に修正を加えたイニシアチブ案は、多くの出席メンバーから支持を得、9月に予定されるAPEC閣僚会議での承認に向けた調整を継続することになりました。その後、協力イニシアチブは同閣僚会議において無事承認されました。

協力イニシアチブにおいて、APECエコノミーは、出願手続きの簡素化や特許審査の域内協力、特許審査能力の向上を目的として、自主的に次の取組を行うことが想定されています。

(1) 特許審査協力

特許付与プロセスを容易にし、且つ促進するために、先行技術調査結果や実体審査の結果を交換するための手法を探求すると共に、APECエコノミーの知財庁の間で特許審査に用いるデータベースの利便性向上に向けた検討を行う。

(2) 特許審査能力向上のための人材育成

特許審査能力の向上のため、必要とされる人材を育成する。

(3) 機械化／情報化の推進

パリ条約優先権書類の電子媒体による発行や受理、先行技術調査結果や特許審査結果の提供や受理のために必要な機械化、情報化を推進する。

(4) 支援

本イニシアチブを実施するために、APECエコノミー間の支援提供スキームやシステムを確立する。なお、このような支援は、人材育成や審査手段の提供、

データベースの利用などに限定されない。

協力イニシアチブの承認を受けて、2008年2月に開催された第26回IPEG会合において、我が国は、APEC域内における特許審査協力に関するAPECエコノミーの理解を深め、さらに具体的な取組を推進するため、各エコノミーが既に実施している特許審査協力に関連する取組(例えば、特許審査ハイウェイや修正実体審査など)の調査実施を提案し、承認されました。その後、同年8月に開催された第27回IPEG会合において、我が国は、同調査のためにAPECエコノミーへ配付する調査票について、各エコノミーからの要望を反映させた調査票案を提出し、同票の内容及び調査の開始について承認を得ました。

2009年2月に開催された第28回IPEG会合において、我が国は、調査の回答が得られた12のAPECエコノミーにおける特許審査協力に関する取組を類型化し、各エコノミーの規模などに応じた類型ごとのAPECエコノミー間における調和促進を慫慂しました。さらに、同年7月の第29回IPEG会合では、我が国から、同イニシアチブに基づいた審査結果活用のための申請様式の共通性向上に向けた予備的な提案を行いました。

本年3月に広島で開催された第30回IPEG会合において、我が国は、他庁審査結果利用時に出願人が利用する各知財庁への申請様式の共通性向上を目指し、各庁の申

Table of Approaches from the Survey Result			
	Applicant Requests	Office Requirements	Between Offices
Adoption of Results; One-way	Modified Examination (AU) Foreign Route (SG) Mixed Route (SG)		
Utilization of Results	Two-way	PPH (AU, CA, JP, KR, SG, US)	Dossier Access (JP, KR, US) Cooperation Mechanism of Patent Applications (MX)
	One-way	Accelerated Examination (JP, KR, TW)	Submission of Foreign Exam Report by Applicant (CN, NZ, PE, TH) AIPN (JP) K-PION (KR) WIPO's Program on Supporting Search and Examination (VN)

Three kinds of Applicant Requests

第29回IPEG会合で我が国が用いた協力イニシアチブに関するスライドの一部。APECエコノミーが実施する特許審査協力の取組を利用形態などにより類型化したもの

請様式を一括して提供するウェブサイトの設置を提案しました。この提案に対し、議長からは重要な取組との評価を得、また米国から強い支持が表明されました。中国からは当初慎重意見が述べられたものの、最終的には同意が得られ、全会一致で同提案は承認されました。

このようなウェブサイトの構築により、ユーザーの利便性の向上や、今後の他庁審査結果の利用に関する更なる共通化に向けた土壌形成効果も期待されます。

第31回IPEG会合及びAPEC知的財産権シンポジウム

本年9月6日～8日、仙台において、第31回IPEG会合が予定されています。同会合では、我が国からは、iPACイニシアチブに基づいて、知財人材育成に関する情報交換のプラットフォームとして機能するAPECウェブサイトの仕様を発表し、それに対するフィードバックを求める予定です。また、協力イニシアチブに関するウェブサイトについても構築準備を進め、iPACイニシアチブ同様、メンバーからのフィードバックを求める予定です。

同会合には、我が国から特許庁をはじめ、経産省、外務省、文化庁などの政府関係者が参加し、他のAPECエコノミーからも知財庁を中心に多くの出席者が予想されます。現在、会合の準備は特許庁が主体となって進めています。同会合を無事に開催することも、上述したイニシアチブの推進と共に、今次会合における特許庁の大きな責務と言えます。

また、第31回IPEG会合の開催に併せて、9月9日には、我が国では10年ぶりとなるAPEC知的財産権シンポジウムが開催されます。同シンポジウムの開催は、本年3月に開催された前回IPEG会合において我が国から提案し、承認を得たものであり、特許庁が中心となり準備を進めています。

シンポジウムでは、APEC域内における知的財産権の活用に関心をもち、知的財産権の活用のために必要とされるインフラの整備や、知的財産権の流動化、商業化などをトピックとして、APECエコノミーの政府、大学関係者が講演やパネルディスカッションを行い、APEC域内におけるより優れた知的財産権の活用の在り方に関する知見を共有し、さらなる活用の在り方を見出すことが期待されます。

このようなシンポジウムの我が国における開催は、我が国のAPEC知的財産権分野におけるプレゼンスを改めて内外に示すと共に、参加者はAPEC域内の知的財産権制度に関する新たな知見を得、また、APEC関連のイベントに参加する貴重な機会にもなるものと考えられます。

おわりに

本年は、我が国が15年ぶり二回目のAPEC議長国となり、また1994年に策定された貿易と自由化を目指したポゴール目標において、先進APECエコノミーが貿易の自由化を実現する年とした節目の年です。また、昨年11月に開催されたAPEC首脳会議において、APECの新たな成長戦略を策定する年とされています。

このような節目となる年に、我が国は、特許庁を中心として、IPEG会合の着実な開催のほか、iPACイニシアチブや協力イニシアチブの着実な推進、また、知的財産権の活用に関心をもち、APEC知的財産権シンポジウムの開催などを通じて、APEC地域のイノベーション促進に向けた知的財産権制度のインフラ整備をより一層進めることが求められています。

Profile

大熊 靖夫 (おおくま やすお)

1997年入庁。
審査官、併せて審査企画室、審査調査室、調整課、在外研究員等を経て、2008年10月より現職。